

豊国社の造営に関する一考察

三 鬼 清 一 郎

はじめに

- 一、人を神に祀るといふこと
- 二、造営の経緯
- 三、遷宮の儀式について
- 四、神国思想をめぐって
- 五、秀吉の宗教意識と吉田神道
おわりに

はじめに

慶長三年（一五九八）八月十八日、豊臣秀吉は幼少の嗣子秀頼の將來に多大の不安を残しながら、伏見城中で六十三才の生涯を閉じた。折から朝鮮出兵の最中であつたため、その死は世間に秘せられたまま洛東の阿弥陀ヶ峯に葬られ、五大老の合議に基いて、外征中の武将に對して、帰國を命ずる秀吉朱印状が發せられた。この間の経緯については周知のことさらに属する。

その後、方広寺大仏殿に附屬する鎮守として豊国社が造営され、秀吉は神として祀られたのである。このことについて宮地直一氏は、源頼朝が鶴岡八幡宮のなかの白旗社に白旗大明神として祀られた例をひ

き、はじめ仏式で邸宅の裏山に葬られたものが、頼朝に對する崇敬心から、その加護にあやかろうとする僧侶の発意によつて、やがて神となつていくと述べられている。秀吉の場合も同様に、万人に崇仰される資格の持主として、その靈驗により神に祀られるもので、肉体は滅んでも永遠の生命が希求されると言われている。そして秀吉は、豊臣家の氏神として配下の將士に威力を及ぼし、京中の市民に對しては地域神ともなりうるもので、「偉人祭祀の風」としてとらえられている。

魚澄惣五郎氏はこれを全面的に支持したうえで、豊国社は当初から廟として建てられたものでなく、秀吉の墳墓を中心に、その南下方の平地を利用して、新しく神として祀られる豊国大明神の社壇が造営されたもので、一般の廟舎とは本質的にその内容を異にしている点を強調されている。千葉栄氏も同様に、豊国社が秀吉を祭神とする廟所から神社として創立されたものであることなどを指摘され、このような宗教意識が芽ばえたのは、天正十一年（一五八三）に織田信長の位牌所として天正寺の造営を思い立ったときにさかのぼると推測されている。

豊国社の造営に、神祇大副である吉田兼見や、弟の神亀院梵舜らが関与した事実は知られており、「吉田家には代々人を神に祭り申候⁽⁴⁾」とあるように、秀吉を神に祀る豊国社が吉田神道(唯一宗源神道)と結びついてきたことは言うまでもない。とくにそれが、秀吉みずからの意志によって神となった点が前例をみないものである。先行研究は「偉人祭祀の風習」としてとらえているが、吉田家の自己主張ともいえるこの見解が、秀吉を祭神⁽⁵⁾とすることと、どのような関連があり、当該期の社会で、いかなる意味をもっていたかは、なお検討の余地がある。

豊国社の造営が、秀吉の死を秘匿せねばならない政治的事情のもとで、短期間のうちに行わねばならなかったことと、のちに徳川氏の手によって、豊臣家の滅亡につらなる史料が抹消されたという事実⁽⁶⁾によって、この問題を検討する手懸りは乏しいものとなっている。しかし、公家・僧侶・神官らによる記録類が比較的揃っているため、それらによりながら具体的な事実を明かにし、それがもつ歴史の意味についての考察を加えていきたい。

一、人を神に祀るということ

日本には伝統的に怨霊を鎮める「御霊信仰」があり、神として祀られるのは幸福に人生を全うした人ではなく、この世に怨みを残して非業の死をとげた人に限られている。亡霊の怨念が晴らされるよう供養する怨霊思想は、その霊が祟りを及ぼさないよう祈るだけでなく、そ

の霊の力によって、民衆に禍厄災害をもたらす原因を除去することができるという御霊信仰に発展するもので、怨念の靈威が強いほど効力があるから、人々の信仰を強く獲得できると考えられていた。人々の生活を破壊する「荒魂」は、やがて人々を守護する「和魂」に転化していくのである。摂関政治の犠牲となって大宰府に配流された菅原道真の霊が雷火となって京に祟ったので、北野天神に祀られて鎮められたが、やがて「学問の神」として人々の信仰を集めるようになる。百姓一揆で処刑された人の霊を祀り、その怨念の力によって、稲の害虫の被害を免れようとする信仰は「虫送り」の行事として各地に伝わっている。天変地異や疫病流行の折など、怨霊に対する回向供養が熱心に行われた。

ここで想起されるのは、柳田国男氏の次のような言葉である。⁽⁸⁾ 奇しくも前掲の宮地論文と同じ年に発表されながら、七〇年を経た今日においても、あまり顧みられていないように思われる。

……少なくとも古今四百年、国の東西を一貫して、人が若宮として祀られ又之を祀る動機は定まって居た。それが如何様の信仰変化に因って、豊太閤の如き幸福なる武将をして、死して新八幡にならうといふ希望などを抱かしむるに至ったか。甚だ解し難い問題である。……

柳田氏によれば、時代がさかのぼるほど、人々は神に対し一段と強く激しい力を認めており、遺念・余執が死後もなお想像され、祟りという方式で怒りや喜びの強い感情を表示しえた人が、あらたかな神と

して祀られたという。これは八幡信仰とは無関係で、怨みをもつ亡霊はその勢力圏内では恕し難いため、新八幡⁹若宮八幡という特別の名称を用いて、差別を設けたとしている。したがって、若宮信仰は怨霊の統御を第一の目的とするものであり、荒魂を和魂に転化させることが主眼であるから、みずから新八幡に祀られたいというような発想は、常識的には考えられないことである。¹⁰このような怨霊思想は江戸時代でもひろく信じられており、たとえば下総佐倉藩領下の義民として名高い木内（佐倉）宗五郎は、領主堀田正信の苛政について將軍に直訴したため処刑されるが、その怨霊によって正信は精神錯乱をきたし、遂には改易処分になったと信じられていた。のち再び佐倉城主となった堀田一族の手によって、惣五郎は手厚い供養をうけたが、領民達は「宗吾大明神」の神祠をつくって神霊を勧請し、団結のシンボルとしたのである。¹¹

この時代、天皇すら誰一人として死後に神として祀られることはなかった。葬儀はすべて仏式で営まれ、魂は極楽浄土へいくものと信じられていた。古代における殯宮儀礼がなくなると、葬送は下級官人の手を離れ、火葬を正式とする高級仏式葬儀が確立され、仏として供養をうけることになる。ここでは天皇の神格性は消滅するとともに、禅律系寺院の比重が高まり、墓所においては非人の数が爆発的に増加するのである。¹²皇室の凶事に際しては、泉涌寺が葬礼の勤仕をすることが一般的であった。たとえば元和三年八月の後陽成上皇の葬儀では、住持が引導師をつとめ、入棺・茶毘・拾骨などは僧侶の手によってな

豊国社の造営に関する一考察(三鬼)

された。中陰の仏事や忌日ごとの法会も泉涌寺で営まれている。¹³

したがって、天皇・貴族・武士階級から庶民に至る迄、みずからの意志に基いて神に祀られたいと願った者はいなかったと思われる。織田信長が晩年、安土城の総見寺に全国の神社仏閣から神躰や本尊を集めて自分を拜ませ、「自己神格化」をはかったとするキリシタン宣教師の記述は、すでに指摘した通り、史料の根拠に乏しく、信長の宗教意識にほど遠いものであった。¹⁴秀吉が遺言で神に祀られたいと述べているとすれば、おそらくそれは空前のことからで、当時の人々の発想を遙かに超えるものといわねばならない。その意味から、さきに紹介した柳田国男氏の指摘は、今日においても極めて深い意味あいをもつものと考えられよう。

二、造営の経緯

豊国社の造営は、秀吉の死後間もなく開始された模様である。慶長三年九月十一日に醍醐寺三宝院門跡の義演は、来る十五日に大仏山寺に鎮守を建立するので、地鎮の儀式を行ってほしいという依頼を、高野山の木食庵其よりうけた。¹⁵早速に準備が行われ、十六日には立柱式も行われている。計画によれば仮屋一字と十二坊を諸大名の御手伝普請で建立することになっていた。¹⁷工事が一応の完成をみるのは翌慶長四年三月頃で、四月には遷宮の儀式が行われている。したがって、工事に要した期間は僅か半年ほどで、しかも種々の難儀が予想される冬期をはさんでいる。このような豪華な社殿や坊舎が、短期間の工事を

もつては容易になしとげられるとは思えず、生前から周到に準備されていたとみられる。秀吉の死が実際には半月ほど早いのではないかという推測もなされているが、⁽¹⁸⁾秀吉の死それ自体が大きな影響を及ぼすことは必至であり、朝鮮出兵に伴う政治的緊張が高まるなかで、その死を予測して何らかの行動をとることは非常な危険が伴ったであろう。

日本人の場合、誕生日を祝う風習は殆んど無かったので、生年月日の不明な人物が多いが、死亡日は年季供養のため正確に記憶されている。したがって、死亡日を偽るということは、よほど特殊な場合にしかありえないであろう。秀吉についても、百ヶ日の供養が行われており、「大仏の齋」⁽¹⁹⁾として梵舞も出席して挙行されている。

秀吉の死は、一部には意外に早く伝わっていたようで、梵舞はその当日に「太閤御死去云々」⁽²⁰⁾と記している。四日後の八月二十二日は恒例の大仏供養が行われたが、通常の場合と異り、天台の導師が阳高院道澄、真言の導師が三宝院義演で、千人の僧が加わっている。この儀式は盛大なもので、出仕行列次第では前駆四人からはじまり、力者、手輿、童子、弟子らが衣装を整えて続き、烏帽子・上下の侍三百人などが末尾に列なるものであった。また法会では、天台・真言宗の僧千人が三十三間堂から大仏殿までの間に二列に並び、道澄や義演によって呪願などが行われた。勧修寺晴豊・中山親綱・久我敦通らの公卿も着座している。⁽²³⁾異様なほど物々しいもので、秀吉の葬儀とは示されていないものの、明らかにそれと分る儀式である。山科言経のところへ

前日に大工某が訪れ、大仏殿の供養に出席する際の装束について尋ねている。⁽²⁴⁾この供養には前日から大仏殿に貴賤が群衆するといった状態で、言経も前夜に見物に訪れている。

秀吉の死は、朝鮮からの撤兵に時間がなかった為もあって、公的にはその年の末迄は伏せられていたとみられる。十二月十八日、折から建造中の「大仏鎮守」に家康以下の大名衆が参詣しているが、「今日大閤御所御忌日歟、于今無披露故、治定不知」⁽²⁵⁾とあり、この段階では正式には知らされていなかったとみられる。しかし、翌慶長四年の新春に義演は、五奉行が本結を払ったという噂を伝え、「大閤御所御遠行、旧冬迄は隠密之故ニ無其儀、高麗国群兵引取之間披露ノ跡也」⁽²⁶⁾と述べると同時に、「大仏ニ鎮守建立、神ニ奉祝云々」⁽²⁷⁾と、秀吉が神として祀られることを伝えている。ただ、この時点では豊国社という名称は与えられておらず、方広寺大仏殿の鎮守と位置づけられている点⁽²⁸⁾が、いかにも特徴的である。

豊国社の造営について具体的に知りうる史料は乏しいので、これに先立って行われた方広寺大仏殿の造営の場合を手懸りとして考えていきたい。⁽²⁸⁾

方広寺大仏殿の場合と同様に、勧進による資金調達は考えられないから、経費の全額は豊臣蔵入地からの蔵米下行によって賄われたとみられる。蔵米算用状から、その痕跡を見出すことはできない。

大規模な工事を集約的に行うには、多人数の職人を統率する組織が必要である。方広寺大仏殿の場合、天正十九、二十、文祿二の三ヶ年

間に、番匠は棟梁・肝煎・平大工あわせて延べ三十七万六千七百七十六人半、杣が公事杣と合せて十二万六千九百七十八人半、鍛冶が十万三千三百九十八人半、柱口石切が三千三百八十一人などが動員されている。彼等は高野山の木食上人によって統轄され、配下の奉行・手伝・小者など七百人が工事を監督した。それそれに対して与えられる飯米や給分の額も決められている。おそらく豊国社の造営に際しても、同様の方法がとられたものと思われる。方広寺大仏殿造営の際の経験を買われて、秀吉の信任が非常に厚かった木食応其が実際の指揮をとっている。⁽²⁹⁾世間に対しては大仏殿に附属する鎮守を造営すると称して職人や資材を集め、秀吉を葬った阿弥陀ヶ峯に壮大な規模のものが造られたが、その数は、社殿・僧房など八十余宇にのぼったといわれる。⁽³⁰⁾

また、工事を短時間で完成させるためには、労働力の担い手として、諸大名を普請役に徵発することが必要である。方広寺大仏殿の場合には、畿内近国の大名を五千人程度の番組に編成し、一ヶ月単位で就労させていたが、豊国社造営の場合には、より大規模な動員がはかられたと思われる。この時期は朝鮮出兵と重なっていたため、国内に残留している近畿以東を領国とする大名が、その任に当ったものと思われる。

方広寺大仏殿の造営については、宣教師ルイス・フロイスによって記録され、海外へも伝えられているが、フロイスは秀吉より一年前に長崎で病死しているので、彼の言葉としては聞くことができない。同じイエズス会宣教師のフランシスコ・パシオが「太閤秀吉の臨終」⁽³¹⁾を

豊国社の造営に関する一考察(三鬼)

報告しているもので、それによってみることにする。秀吉は死期が迫っていることを知ると、嗣子秀頼の将来について家康に頼み、千姫との婚儀を急ぎ、五大老、五奉行に誓紙の交換を行わせている。秀吉が最も重視したのは大坂城の普請のことで、新たに城壁をめぐらして難攻不落なものとし、城内には主要な大名達が妻子とともに居住できるように屋敷を造らせ、これによって大名達の叛乱を未然に防ごうというものである。この普請は大規模なもので、拡張工事のため周辺住民を立退かせたことなども記されている。秀吉が死ぬ二週間ほど前に、たまたま秀吉と対面した宣教師ロドリゲスは、秀吉が純絹の蒲団に横臥し、「もはや人間と思えぬばかり、全身瘦せ衰えていました」と伝えている。この頃は、一旦もち直した病状が急速に悪化する時期にあり、以後は衰弱が激しくなっていくのである。七月末には諸大名に対して金銀・太刀・茶道具・絵画などを分け与え、⁽³²⁾すでに死についての準備は怠りなかった。八月五日には後事を五大老・五奉行に託すが、⁽³³⁾遺言によって自らが神に祀られるということは述べられていない。

宣教師の記録はこのことについて「……シンハチマン、すなわち、新しい八幡と称されることを望みました。なぜなら八幡は、往昔のローマ人のもとの(軍神)マルスのように、日本人の間では軍神として崇められていたのです」と記している。みずから神になる意志を表明したのは、五大老・五奉行が誓紙を交換した八月五日頃のことになっている。豊国社の造営については触れられていないが、この頃には重臣層の合議によって、具体的計画がすすめられていたと思われる。

三、遷宮の儀式について

豊国社が当初は大仏の鎮守として、すなわち新八幡として建立されたことは、さきのキリシタン宣教師の記録にもあり、わが国の側にも、阿弥陀ヶ峯に秀吉を神として祀った新八幡堂は、秀吉の遺命によって八幡大菩薩堂と称したが、遷宮ののち名称を豊国大明神と改めた⁽³⁶⁾ということになっている。

豊国社の遷宮の儀式は、慶長四年四月十八日に行われた⁽³⁷⁾。その二日前に仮殿遷宮があり、前日には仮殿の前で宣命使正親町季秀が宣命を読み上げ、吉田兼見に渡されている。これによって豊国大明神の神号が授与された。遷宮当日は菊亭晴季ら公卿七人が着座し、持参された宣旨が兼見に渡されている。翌十九日には正一位の神位が授けられ、これも兼見に渡されている。「とよくにの大みやうしんのちんきあり⁽³⁸⁾」と、その日に陣儀がもたれたことが記録されている。秀頼が朝廷に対して「ゆいこんに、あみたのたけの大しやにいわられたきのこと⁽³⁹⁾」と、前田玄以を通じて奏上したのは三月五日のことであった。秀吉の遺言がどのような形で示されたかは分らないが、社殿がほぼ完成した時点で、「大仏之新社」⁽⁴⁰⁾から国家的な性格を帯びた神社へと位置づけられていくのである。

遷宮の費用は、豊臣氏直轄領からの蔵米下行、諸大名からの献金などでまかなわれたが、秀吉が大坂城に貯蔵した金銀も放出されたとみられる。三月十五日には「阿弥ヶ峯ふもと社領御遷宮」⁽⁴¹⁾の費用とし

て、この儀式をとりしきる立場にある吉田兼見に対し、山城国の蔵米の下行が命じられているが、その内訳は表1の通りである。総額は千三百九十八石五斗にのぼるが、これとは別個に、百石が吉田兼見・兼治父子の装束代として、百石が「惣所々人衆」に対しての飯米に下行されている。

	人数	石
祝	5人	100石
禰宜	10	150
神人	10	120
供所之神人	10	120
巫女	8	96
下供人	10	70
供之入用	—	2.5
神樂男	10	200
在所之役人	20	240
在所之浄衣	30	300
		1398石5斗

また、金子三百七十五兩三分、銀子一九九枚十八匁が四月十九日から廿六日の間に寄進されている。北政所と淀君が黄金拾枚ずつ、毛利輝元が五枚、宇喜多秀家が三枚で、徳川家康は冒頭の十九日に黄金二枚を寄進している。内訳は表2の通りである。また銀子については、嗣子の秀頼が百枚を青木紀伊守を名代として寄進しているほか、生駒親正・伊達政宗が十枚、生駒一正・佐竹義宣・毛利輝元と匿名の者の四人が五枚ずつと続き、計五十三人が寄進している。内訳は表3の通りである。

遷宮の翌日には秀頼の名代や家康・輝元らの諸大名がこぞって参詣

100両	2人	北政所	淀君
50両	1人	毛利輝元	
30両	1人	宇喜多秀家	
20両	1人	徳川家康	
10両	4人	上杉景勝	堀 秀治
		増田長盛	島津義弘
5両	7人	中村一氏	細川忠興
		結城秀康	池田輝政
		加藤清正	浅野幸長
		蜂須賀家政	
3分	1人	金森長近	
計		375両3分	

100枚	1人	秀 頼	
10枚	2人	生駒親正	伊達政宗
5枚	4人	生駒一正	佐竹義宣
		不知名(匿名)	毛利輝元
3枚	4人	立花宗茂	蒲生秀行
		里見義康	小西行長
2枚	9人	堀尾吉晴	羽柴秀直
		宗 義智	田中吉政
1.5枚	2人	小出秀政	中川秀成
1枚	21人	加藤嘉明	一柳直盛
		脇坂安治	山口修弘
		京極高次	伊東祐兵
		高橋直次	仙石秀久
		溝口秀勝	最上義光
		山口宗永	田中吉政
		桑山重晴	細川藤孝
5両	1人	細川忠利	
1包	4人	原 長頼	山内一豊
		丹羽長重	宇多頼忠
20文目	2人	太田一吉	本多利久
10文目	1人	西村左衛門尉	
5文目	2人	市橋長勝	田賀吉左衛門
計		199枚	18文目

した。このとき家康は照光院法親王のもとへ赴き、天台宗の教義について長時間の論議をかわしたので、諸人が退屈したという記録もある。⁽⁴²⁾

秀吉がみずから神に祀られる契機となった事情については、史料的には確定できないが、おそらく方広寺大仏殿に善光寺如来を勧請したことが大きく作用していると思われる。文禄四年八月に盛大な落慶法要が営まれた方広寺大仏殿は、翌五年閏七月の畿内地震によって大破した。仏力の弱さを嘆いたといわれる秀吉は、より強力な仏法の加護を求めたため、善光寺如来の勧請を思い立った。⁽⁴³⁾ これは、信長の先例にならったものであるが、秀吉は善光寺如来がここ一週間ほど靈夢として枕辺に立っていたが、とくに昨日は実際に影として現れ、都へ移り阿弥陀ヶ峯という山の麓にとどまりたいと告げたといわれる。⁽⁴⁴⁾ 文禄五年九月八日のことである。このような荒唐無稽の内容を朱印状に仕立て、木食応其に対し、方広寺の聖護院道澄と同道のうえ大坂に赴くよう命じている。

この年の九月一日、秀吉は大坂城で明の冊封使を引見した。⁽⁴⁵⁾ 通説では秀吉が、全く予期に反した講和内容に激昂し、朝鮮への再征を命じたといわれるが、秀吉が事態の真相を知ったのは、やや日を置いてからのようである。⁽⁴⁶⁾ いずれにせよ、朝鮮再征を一つの契機として、秀吉の脳裏に死後の世界のことによぎり、阿弥陀ヶ峯に靈廟を造営する構想が具体化したものと思われる。

翌慶長二年六月、甲斐国に移されていた善光寺如来の本尊が、浅野

長政を奉行として方広寺大仏殿へ運ばれることになった。東海道筋の大名が路次中の入足五百人、侍馬二百三十六疋ずつを用意し、リレー式で送ることが命じられた。⁽⁴⁷⁾七月十八日に入浴した本尊は、にぎにぎしい行列で方広寺の門をくぐり、大仏殿に安置された。⁽⁴⁸⁾天台宗・真言宗の僧侶各百五十人をはじめ、門跡・公卿や木食庇其などがこれに続いた。

善光寺は、江戸時代に入ると浄土・天台の両宗寺となるが、それ以前にの宗旨は八宗といわれるほど、あらゆるものが混在していた。阿弥陀信仰は宗派をこえて民衆の間に根強い力をもっており、善光寺如来はその象徴的存在であった。織田信長は、天正十年三月に甲斐の武田氏を滅して美濃に凱旋するとき、善光寺如来を岐阜城下に奉遷している。これは、一向一揆勢力と信仰面でも対決するため、専修念仏よりも大きな拡がりのある浄土信仰を自己のうちにとりこもうとして、あえて領国内へ善光寺如来を迎えようとしたものである。⁽⁴⁹⁾

しかし、秀吉は病状が悪化し死期が迫ったことを悟ったとき、これを如来本尊の崇りと考え、善光寺へ返還することにした。このときも靈夢がもち出されているが、実際に本尊が大仏殿から信州へむかったのは、秀吉が死ぬ一日前のことであった。⁽⁵⁰⁾

四、神国思想をめぐって

秀吉は外交文書のなかで神について述べており、日本は神国と唱えるほか、みずからの出生についての「説話」をつくりあげ、皇統の血

をひくかのように見せかけ、「日輪受胎」を自称している。これらについては鈴木良一氏のすぐれた指摘があり、最近でも種々論じられているが、⁽⁵¹⁾秀吉の国家構想とのかかわりについては、必ずしも明確になっていないように思われる。後述するように、秀吉の神国意識には吉田神道の影響が強くあらわれており、秀吉が神国意識に基いて排斥した管のキリシタン思想にも、吉田神道との内的関連がみられるという指摘もある。⁽⁵²⁾自己の出生を神秘化する発想は洋の東西を問わず存在しており、とくに東アジア・東南アジア地方と日本は、祖霊信仰を基盤として説話や伝承に共通するものが多くみられる。⁽⁵³⁾したがって、たんに現象形態の類似を指摘するだけでなく、比較の基準を明確にし、実際に則した分析が必要とされよう。

天正十五年六月十九日、秀吉は「日本ハ神国たる処……」として、キリシタン宣教師を国外追放する指令を発した。この言葉は「きりしたん国」を邪法を授ける国として排斥する前提として述べられている。しかし、すぐに「日域之仏法」に置きかえられているように、神仏混淆であることは自明のことであり、天正十九年七月のポルトガル領印度副王への返書に⁽⁵⁴⁾「明らかなように、神儒仏が一体化された思想である。明治以後の神社神道のなかで強調された神国観のイメージで、この時期の意識を考えることは危険である。」

この返書で秀吉は、「夫吾朝者神国也、神者心也」と述べているが、この神は竺土(インド)では仏法に、震旦(中国)では儒道に、日域では神道となると述べ、神儒仏の混合思想を「神」が統括する形をと

っている。この神は森羅万象に宿るもので、万物の根元をなすものと説明されている。したがって、神祇信仰的な意味において我国は神々の擁護する国であるといった程度の主張であり、伝統的な観念によっているものといえよう。このような秀吉の神国意識は、その国家構想の中にも示されているように思われる。

天正二十年五月十八日、緒戦の勝利によって朝鮮の首都が陥落した直後、秀吉は日本・朝鮮・中国にまたがる国割計画⁽⁵⁷⁾を公表している。

この構想は現実味に乏しいこともあって、空想プランとして顧みられることは少ないが、部分的には具体化の動きもあり、当時としては真面目に考えられていたと思われる。

秀吉の政権構想の内容は、後陽成天皇を北京に移し、その関白職に秀次をつけ、日本の帝位は若宮（皇子・良仁親王）か八条殿（皇弟・智仁親王）に継がせ、その関白には羽柴秀保か宇喜多秀家をあて、朝鮮には羽柴秀勝か宇喜多秀家、九州には小早川秀秋を置くというものである。このような中国を中心とした占領政策は、やがてインド迄を含んだ大構想に発展するのである。

この計画で最も注目されるのは、後陽成天皇が名目上の総支配者となるだけでなく、それを北京に移し、事実上の中華帝国の皇帝の地位に就かせることである。日本にも天皇が置かれるが、もちろん北京の天皇が上位に立つことが予想される。両者は豊臣政権によって支えられているのであるから、南朝と北朝のような対立関係になることはない。院政期の上皇と天皇に近い関係になると思われるが、双方に関白

が置かれている点、政治形態に相違がみられる。もしもこれが実現したならば、二重の天皇支配という空前の事態となり、秀吉は両者の権威を背景として、実質的に全世界を支配する体制が築かれたであろう。形のうえでは日本は中華帝国に包摂されるが、北京の天皇がそれを統轄することになる。キリシタン禁令などで表出された秀吉の神国思想・日本中心主義が、伝統的な中華崇拜思想と一体化して、三國⁵⁸全世界を支配する体制が構想されたということができよう。

また、日本関白その他の要職は、豊臣家の一族が占めることになっていた。日本の天皇に擬せられている智仁親王は、秀吉の猶子でもあつた。秀吉は多くの大名と婚姻関係や養子縁組を結び、あるいは豊臣姓を与えることによって一門化していった。ここで見られるのは秀吉の一族支配の実現であり、関白外交体制はそのための戦略にほかならなかつたのである。三國国割計画に基いた世界帝国の実現は、豊臣家の繁栄と表裏一体の関係にあつたといえよう。⁽⁵⁸⁾

秀吉はイスパニア・ポルトガル両国を「ぎりしたん国」として、ともに服属すべき対象とみなしていたが、秀吉が「日輪伝説」をかかげて服属を迫った国としては、朝鮮のほかにイスパニア系の小琉球（フィリピン諸島）と高山国（台湾）がある。当時の世界認識では、地理上の呼称は一定しておらず、台湾を小琉球と称す例もあつたといわれる。⁽⁵⁹⁾この「日輪説話」は諸外国を服属させるために用いられた戦術の一つで、独善的な自己正当化の論理にほかならず、東アジア地域に適用される普遍性を帯びたものとして秀吉が目的意識的に用いたもので

はないように思われる。

秀吉の外交プランの中に露呈された国家構想は、伝統的な中華思想への傾斜を示しながら、日本中心主義を貫くものであった。神仏を一体化したものを「神」と呼んでいるのであり、思想的に純化された神国思想に基いてキリシタンを邪教視しているとはいえない。文言の上ではキリシタンに対する敵しい表現もあるが、一方では修好や貿易をうたっており、禁令そのものが有効に作用することは、当初から期待していなかったと思われる。とくにポルトガル系に対しては柔軟な態度をみせていたともいえよう。外交文書の様式からみれば、秀吉の対朝鮮認識は王朝時代のそれに類似し、一時は冊封体制下に組みこまれた室町幕府や、大君外交体制といわれる江戸幕府の認識とは大きく異なるものであった。⁽⁶⁰⁾

五、秀吉の宗教意識と吉田神道

対外政策のうちに表出された秀吉の神国思想の内容は、神儒仏の混在したものを神ととらえていたのだとすれば、儒教・仏教を根底におきながら神道の独自性を主張している吉田神道との関係を、先ず考える必要がある。豊国社の造営には吉田兼見が積極的に関与していることは周知の通りであり、豊国社の社務職に任せられた萩原兼従は兼見の孫で、かつその養子にあたる人物である。⁽⁶¹⁾兼従は十才で独立して萩原家を設立したが、もちろん後見人は兼見がつとめている。豊国社の遷宮も吉田神道の方式で行われ、兼見・兼治の父子が主催した。

秀吉の神国観が表明されている文書と、吉田神道の教義書である「神道大意」などが密接に関わっていることは既に指摘されており、⁽⁶²⁾むしろ秀吉はそれを下敷きにしているように見られる。ただ、吉田家が人を神に祀る習慣があったということ、秀吉が死後に神に祀られたという事実は、直接に結びつくとは限らないように思われる。

豊国社は、慶長六年に一万石が社領として寄進されていたことが、翌年に片桐且元らが吉田兼見に出した連署状⁽⁶³⁾によって知ることができ、同九年四月には、豊国明神社家は従来の社法の旨に任せて萩原兼従が相続し、神竜院梵舜が指南すべしという家康の判物が兼見に与えられている。八月十八日の秀吉の命日には祭礼が催されている。そのため舞楽人を抱えていくため、たとえば慶長六年十月二十三日に片桐且元・小出秀政が兼見に対し、官途名や受領名をもつ楽人十五名に十五石ずつの給地・計二百二十五石、秋の祭礼の舞楽人衆三十名に三石ずつ・計九十石、都合三百十五石が、祭礼料千石の内から支払われるよう指示が与えられている。⁽⁶⁴⁾

慶長九年八月十八日は秀吉の七回忌にあたるため、豊国社の臨時大祭礼が行われた。この模様を描いた「豊国祭図屏風」は、最近では種々の方面から注目されており、⁽⁶⁵⁾熱狂的踊りまくる京の町衆の姿を描いた躍動感にあふれた構図は、風俗描写の技法としても優れたものである。これは徳川黎明会所蔵のものについてであるが、豊国神社所蔵のものは静的な印象を与え、揃った手振りや幾重かの輪が描かれている。乱舞といった様子はうかがえない。いずれも当時の画家の手にな

るものであるならば、いずれが真実に近いのであろうか。

「同豊国神事、京町人風流あり、其体六組にしてをとる、見物の上下幾千万と云不知數、但在伏見の大名小名見物無之⁽⁶⁷⁾」という当代記の記事は、当時の雰囲気伝えるものであろう。ただ、実際にこれを目撃したと思われる神竜院梵舞の「上京・下京町人五百人躍衆、金銀花飾出達、百人笠鉾一本ツ、アリ、六番、非人之施行、於大仏執行三百斗可有之歟⁽⁶⁸⁾」や、舟橋秀賢の「上下京地下人催風流、上京より三百人、下京より二百人、都合五百人、一樣ニ持作花、箔生惟、美麗驚目者也、禁中へ懸御目、於紫宸殿被御覽也⁽⁶⁹⁾」と、微妙に喰違うように思われる。「とよくにのりんしのまつりに、かみきやう下きやうより、おとりしゝてんの御にわにておとり御めに御かけあり⁽⁷⁰⁾」と、天皇も見物したことが知られる。しかし、伏見城に集っている大名小名で、これを見物する者は無かったという当代記の記述は、いかにもこの時代の状況を的確に写し出しているように思われる。秀吉への追慕の気持をこめながら踊る京の町衆と、幕府の目を恐れて見物すら避ける大名達という対照的なとり合せは、安土桃山時代の閉幕を告げるにふさわしいものといえるであろう。これらの図屏風の右隻には豊国社、左隻には方広寺大仏殿が描かれており、往時の姿を偲ばせるのであるが、ここから豊富な歴史的事実をひき出すためには、絵画史料の分析方法についての科学的な手続きの確立が不可欠の前提となるであろう。

豊国社の造営が吉田家の主導で行われたことにもよるが、伊勢神宮との関係は薄くなっている。天正十三年の関白任官直後、秀吉は信長

豊国社の造営に関する一考察(三鬼)

の遺志を継ぐ形で、伊勢神宮の式年遷宮の儀式を行い⁽⁷¹⁾、文祿三年の伊勢国検地の際には、宮川内の社領を検地免除にするなど、種々の便宜をはかっていたが、秀吉が死ぬ一ヶ月ほど前に「大閻摩氣⁽⁷²⁾」についての祈禱が行われた程度で、目立った動きはみられない。これより百年以上も前になるが、兼見より四代まえの吉田兼俱は、自己の齋場所である洛東の吉田山に神器が降下したと称し、偽文書を作成するなど伊勢神宮と対立関係にあった⁽⁷³⁾。教義の解釈についても、たとえば吉田神道は伝統的に他力・易行門的であるのに対し、伊勢神道は自力・聖道門的であるといった違いも指摘されている。秀吉が吉田兼見との交渉を深め、唯一宗源神道へ傾斜していくにつれ、伊勢神宮との関係を示す史料は少なくなっていくように思われる。

豊国社は、豊臣政権が安定的に続く限り、最も高い地位に立つ神社として、朝野の崇敬を集め、ことと次第によっては皇室の祖霊を祀る伊勢神宮を凌ぐほどにもなり、両者の対抗関係もおきる可能性がある⁽⁷⁴⁾。慶長四年十一月に加藤清正は、領国の肥後に豊国大明神を勧請しようとして、阿蘇大明神に働きかけているが、このような動きは全国的に拡大したと思われる。

しかしながら、慶長二十年の大坂夏の陣によって豊臣家が滅亡し、徳川氏の天下になると、神としての秀吉も存在が許されなくなった。豊国社は社領を没収のうえ破却され、神躰は方広寺大仏殿に移されることになった⁽⁷⁵⁾。社務職にあった萩原兼従は禄を失うが、姻戚関係にあった細川氏のとりなしで、豊後国に千石の知行を得ることができた⁽⁷⁶⁾。

この知行は永続し、元禄御帳にも名を連ねている。⁽⁷⁹⁾豊国社は消滅したが、民衆の間に素朴な形で残されていた秀吉への追慕の念は、たとえば起請文の中に「豊国大明神」として生き続けていたのである。⁽⁸⁰⁾

慶応四年閏四月、御沙汰書をもって秀吉を祀る社壇の造営が命じられ、「皇威ヲ海外ニ宣へ、數百年之後、猶彼ヲシテ寒心セシム、其國家ニ大勲功アル、今古ニ超越スル者ト可申」と、秀吉は明治維新政府から賞讃される事態を迎えた。さらに同年五月、秀吉の社に鳥羽伏見の戦での戦死者を合祀することが命じられ、国家的性格を帯びた神社となっていくのである。なお明治八年、豊国神社は京都東山の地に再興され、萩原員光が官司に任命された。⁽⁸¹⁾

豊国社という名称は日本国の惣名である「豊葦原中津国」⁽⁸²⁾からとったものであるが、豊臣姓にちなむものであることは勿論である。国家鎮護の霊場であると同時に、豊臣家の氏神としての性格をもつ神社にふさわしい名といわねばならない。秀吉にとっての国家は、豊臣家の永遠の繁栄のうえに築かれるものであり、その逆ではありえなかった。東大寺大仏殿とならぶ鎮護國家の道場として、京都東山に建立した方広寺大仏殿で、秀吉が先ず行ったことが豊臣家の先祖供養であったことが、それを雄弁に物語っている。⁽⁸³⁾

豊国社は、方広寺大仏殿に附属する社として、あるいは新八幡・鎮守として造営されたものであるが、秀吉の遺骸を葬った地でもあるだけに、秀吉が祭神となることは当然のことであった。当時は神仏習合の時代であり、キリシタン禁令にも明かなように、秀吉は神仏の区別

を気にかけていなかったようにも思われる。しかし、氏の結合の中心としての神は、織田氏における越前劍神社、徳川(松平)氏における伊賀八幡宮に匹敵するものを秀吉はもたなかった。したがって、みずからを祖神とする神社を設定することが緊要の課題であったと思われる。豊臣家にとっての祖先神は、ただちに日本国全体の守護神となることである。みずからの方で創りあげた国家は、豊臣家と一体化したものであるが、それは天から付託をうけ、天命に従って統治すべき客体でもある。秀吉の「自己神格化」は、祖霊信仰が形をかえたものといふことができよう。

おわりに

豊国社の造営を通じてみた秀吉の宗教意識や国家構想について、関係史料の整理を行ったが、柳田国男氏がさりげなく提示された問題は十分には解決しえないままになっている。事実関係を明かにしていくことに終始したが、氏のいわれる秀吉が神に祀られる動機は、ひろい意味での祖霊信仰に包括されるもので、その限りにおいて、御霊信仰と対立するものではないと思われる。そこから描き出される国家構想は、典型的には三國割計画に示されるのであるが、関白として自己を確立した豊臣政権の性格を示しているように思われる。外交文書の様式からも明かなように、征夷大將軍として幕府を開いた徳川氏(および室町幕府)との相違点は大きい。そこに武家政権でありながら関白の地位を選んだ豊臣政権の本質がかくされているように思われる。

関白外交体制に基いて作り出された外交戦略は、秀吉の神観念や神佛仏の認識に裏打ちされていた。その点を更に具体化していくことを、今後の課題としたい。

注

- (1) 宮地直一「神に祀られた源頼朝」「豊太閤と豊国大明神」(ともに『神祇と国史』所収。古今書院、一九二六年)
- (2) 魚澄惣五郎「豊国社破却の頭末」(『古社寺の研究』所収。星野書店、一九三一年)
- (3) 千葉栄「豊国社成立の意義」(『東洋大学紀要』七輯、一九五五年)
- (4) 出雲民部覚書(注3、一八二頁所引)
- (5) 五大老の筆頭格である徳川家康が、秀吉から後事を託されながら、関ヶ原の戦から大坂夏の陣への過程で、豊臣家を滅亡させたという事実を明白にすることは、幕府にとって好ましかったことであつた。秀吉の生涯を描いた小瀬甫庵の『太閤記』が、慶長三年春の醍醐の花見で筆をとめ、秀吉の遺言、秀頼や淀君の処遇、秀吉の死の前後の事情、大名間での誓紙の交換、五大老・五奉行制の成立などに全く触れていないことは、いかにも象徴的である。
- (6) 堀一郎『わが国民間信仰史の研究』(一)宗教史編(創元社、一九五三年)七四〇頁以下。
- (7) 桜井徳太郎「怨霊から御霊へ―中世的死霊観の展開―」(『国文学 解釈と鑑賞』三十七巻十一号、一九七二年。のち柴田実編『御霊信仰』雄山閣、一九八四年、に収録)
- (8) 「人を神に祀る風習」(『定本柳田国男集』第十巻所収。筑摩書房、一九六九年、四九八頁) 初出は「民族」二巻一号、一九二六年。
- (9) 柳田、前掲書・四七八頁。

豊国社の造営に関する一考察(三鬼)

- (10) 豊臣秀吉が死の直前に遺言し、自分を新八幡として祀るよう命じたが、勅許が得られないため豊国大明神という祠号を称したという説は、江戸時代の史書に散見されるが、柳田氏はこれを、何らかの誤聞によるものと斥けている。前掲書・四七七頁。
- (11) 横山十四男『百姓一揆と義民伝承』(教育社歴史新書、一九七七年)
- (12) 西村今日子「中世における天皇の葬儀と葬送集団」(名古屋大学文学部、昭和六〇年度卒業論文)
- (13) 『泉涌寺史』本文篇(法蔵館、一五八四年)三三九頁。
- (14) 一九八二年の日本年報追加(『イエズス会日本年報』上、雄松堂書店、一九六九年、二〇七頁)
- (15) 拙稿「戦国・近世初期における国家と天皇」(『歴史評論』三二〇号、一九七六年)
- (16) (17) 義演准后日記、慶長三年九月十一日条。(刊本・第一、三〇一頁)
- (18) 前掲・宮地論文三三二頁。
- (19) 北野社家日記、慶長三年十一月二十九日条。(刊本・第五、五七頁)
- (20) 舜旧記、同日条。(刊本・第一、一五八頁)
- (21) 同右、慶長三年八月十八日条。(刊本・第一、一四六頁)
- (22) 同右、慶長三年八月二十二日条。(刊本・第一、一四六頁)
- (23) 義演准后日記、同日条。(刊本・第一、二八四～二九〇頁)
- (24) 言経卿記、慶長三年八月二十一日条。(刊本・九、三九頁)
- (25) 義演准后日記、慶長三年十二月十八日条。(刊本・第一、三三四頁)
- (26) (27) 同右、慶長四年正月五日条。(刊本・第二、八頁)
- (28) 拙稿「方広寺大仏殿の造営に関する一考察」(永原慶二・稻垣泰彦・山口啓二編『中世・近世の国家と社会』所収。東京大学出版会、一九八六年)
- (29) 辻善之助「木食上人―戦争と僧侶―」(『日本文化史』別録三所収。春秋社、一九五三年)
- (30) 高野春秋・巻十三(『東大史料編纂所・謄写本』)
- (31) フランシスコ・パシオ師の「太閤秀吉の臨終」についての報告(フロイ

- ス『日本史』2、松田毅一・川崎桃太郎、中央公論社、一九七七年、三二二頁以下)
- (32) 前掲・フロイス『日本史』2、三三三頁。
- (33) 古屋幸太郎氏所蔵文書(東大史料編纂所・影写本)
- (34) 『毛利家文書』(四)、九六〇号、その他。
- (35) 前掲・フロイス『日本史』2、三三三頁。
- (36) 当代記・卷三(『史籍雜纂』第二、七二頁)慶長四年四月十九日条。
- (37) 以下、豊国社桐宮菽原文書(一)(東大史料編纂所・写真帖) 時慶卿記(同右) 義演准后日記(刊本・第二、四三頁) 舜旧記(刊本・第一、一八一頁)等による。
- (38) お湯殿の上の日記、慶長四年四月十九日条(刊本・九、九七頁)
- (39) 同右、慶長四年三月五日条(刊本・九、九〇頁)
- (40) 舜旧記、慶長四年二月二十三日条(刊本・第一、一七二頁)
- (41) 豊国社旧記(東大史料編纂所・写本) 以下、表3までの数値は、すべてこれによる。
- (42) 竹中氏雜留書(同右・謄写本)
- (43) 坂井衡平『善光寺史』下巻(東京美術、一九六九年)九四五頁。
- (44) 『高野山文書』(一)、三五八号。
- (45) 舜旧記、文祿五年九月朔日条(刊本・第一、五八頁)その他。
- (46) アルカディオ・シュワード「朝鮮の役における日明和平交渉について―主として外国史料による―」(『キリシタン研究』十一輯、一九六六年)
- (47) 善光寺文書(東大史料編纂所・影写本)
- (48) 舜旧記、慶長二年七月十八日条(刊本・第一、九八頁)
- (49) 拙稿「織田政権の権力構造」(『講座日本近世史1』『幕藩制国家の成立』所収、有斐閣、一九八一年)
- (50) 舜旧記、慶長三年八月十七日条(刊本・第一、一四六頁)
- (51) 鈴木良一『豊臣秀吉』(岩波新書、一九五四年)八四頁以下。
- (52) たとえば、北島万次「豊臣政権の対外認識」(永原慶二・稻垣泰彦・山口啓二編『中世・近世の国家と社会』所収。東京大学出版会、一九八六年)小山恵子「キリシタン宗門と吉田神道の接点―『天道』という語をめぐって―」(『キリシタン研究』二十輯、一九八〇年)
- (54) 石毛直道「祭られるカミと祭られぬカミ」(上田篤ほか編『空間の原型―すまいにおける聖の比較文化―』所収、筑摩書房、一九八三年)
- (55) 松浦文書(東大史料編纂所・影写本)なお、六月十八日付の文書もあるが、その関係については、拙稿「キリシタン禁令をめぐって」(『日本歴史』三〇八号、一九七四年)「キリシタン禁令の再検討」(『キリシタン研究』二三輯、一九八三年)参照。
- (56) 富岡文書(一)、(東大史料編纂所・影写本)
- (57) 豊臣太閤御事書(『新校群書類従』卷第三百九十九)原文書は尊経閣文庫に架蔵され、「豊太閤三國処置太早計」という皮肉な表題がつけられている。全二十五ヶ条。
- (58) 拙稿「関白外交体制の特質をめぐって」(田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』所収。吉川弘文館、一九八七年)
- (59) 中村拓「鎖国前の南蛮人の作れる日本地図」I(『東洋文庫』一九六六年)一六頁。
- (60) 注58参照。
- (61) 萩原家譜(東大史料編纂所・写本) なお兼従の実父は兼治である。兼従は慶長十三年十一月、従五位下に叙せられている。
- (62) 前掲・千葉栄論文(注3)参照。
- (63) 舜旧記、慶長七年七月二十四日条(刊本・第二、三二頁)
- (64) 慶長年録(中村孝也『徳川家康文書の研究』下巻之一、日本学術振興会、一九六〇年、三七八頁)
- (65) 豊国大明神舞楽人衆御支配帳(東大史料編纂所・影写本)
- (66) たとえば、藤木久志『豊臣平和と戦国社会』(東京大学出版会、一九八五年)
- (67) 当代記・卷三、慶長九年八月十八日条(『史籍雜纂』第二、八四頁)

- (68) 舜旧記、慶長九年八月十五日条(刊本・第二、一三六頁)
- (69) 慶長日件録、慶長九年八月十五日条(刊本・第一、一一五頁)
- (70) お湯殿の上の日記、慶長九年八月十五日条(刊本・九、三二〇頁)
- (71) 引付・天正拾年同拾五(神宮文庫)その他。
- (72) 大湊文書(神宮文庫)その他。
- (73) 司家之旧記(神宮文庫)その他。
- (74) 兼俱謀計記(東大史料編纂所・謄写本)その他。
- (75) 西田長男「神道の死の観念と仏教の關係―三種大祓の成立を通路として―」(『日本神道史研究』五卷、講談社、一九七九年、四三二頁) 初出は「
仏教研究」四卷一号、一九四〇年。
- (76) 『阿蘇文書』(三)、西巖殿寺文書四〇八号。
- (77) (78) 豊国社祠堂萩原文書(一)(東大史料編纂所・写真帖)
- (79) 渡部淳「元禄郷帳徴収について」(『海南史学』二四号、一九八六年)
- (80) 近藤喜博「起請簡文の神としての豊国大明神」(『史迹と美術』九卷五号、
一九三八年)
- (81) 御親征行幸中行在所日記、第七号(『維新日誌』卷二、附録、二〇頁)
- (82) 太政官日誌、第十八(『維新日誌』卷一、四〇頁)
- (83) 萩原家譜(東大史料編纂所・写本)
- (84) 豊国大明神臨時御祭礼記録(桑田忠親『太閤記の研究』徳間書店、一九
六五年、一一四頁)
- (85) 注28参照。

